



事故を起こしてしまったり… 事故の被害に遭ってしまったり…

urban
living

交通事故の疑問 教えてQ&A

まさか自分に限って…と思っても、いつ起きるか分からない交通事故。突然の交通事故では、何をどうしたら良いか分からないという方も多いのでは？ケガの治療から、保険、車両の修理など…交通事故の疑問にお答えします！



第19回

付けておきたい自動車保険の特約(その3)
〜個人賠償責任特約〜 保険代理店からのアドバイス

Q1

付けておきたい自動車保険の特約は？(その3)

免許のいらぬ手軽な自転車。お天気の良い日は健康づくりを兼ねて家族みんなでサイクリング。しかし、ちょっとした不注意で自分や家族が他人にけがをさせてしまったり物を壊してしまい、まさかの加害者になってしまったらどうしたらよいのでしょうか。

横断歩道を歩いていたら高齢者をひいてしまいけがをさせてしまった。スピードを出しすぎてしまい出会いがしらに自転車に乗っている人と衝突してけがをさせてしまった。停めてあった高級車にぶつかってしまい車のボディに傷をつけて弁償を求められたなど、ごめんなさいではすまされないのが近頃の世の中です。

自転車でのトラブル以外でも、日常生活では賠償責任を求められるケースがいくつもあります。例えば、散歩中ペットの犬が他人に噛みついてけがをさせてしまった。ショッピング中に持っていたハンドバッグが誤って並べたある商品に当たってしまい落として壊してしまいました。キャッチボールをしていて誤って隣の家の窓ガラスを割ってしまいました。子供が友達と公園で遊んでいるとき誤ってけがをさせてしまっ

た。お風呂の水を止め忘れて自宅アパートの階下に水濡れを起こしてしまった。ベランダの植木鉢が落ちて通行人にけがをさせてしまったなど、取り上げていくと限りがありません。加害者になってしまった場合に一番困ること。それは相手への賠償金です。自宅やアパートの火災保険に個人賠償責任特約が付いていれば賠償金は保険会社より支払われます。

しかし、相手との示談交渉まで保険会社に代行してもらうためには、なんと、自動車保険の特約のひとつである個人賠償責任特約を付けるしかありません(一部の保険会社では火災保険や傷害保険に付ける個人賠償責任特約でも示談交渉をしてくれます)。

補償金額も無制限であり、複数あるお車のうち1台にだけ付けることで同居のご家族全員が補償されます。保険料もさほどお高くはないので付けておいた方が安心ですね。

今回の先生は…

一般社団法人
交通事故被害者救済機構

保険



松澤 毅先生
(アストのほけん代表)